

## 配分金の確定申告について

センター会員が、センターから受け取る配分金は所得税法上、『雑所得』（給与所得ではありませんので、注意して下さい。）として取り扱われます。したがって一定の場合には、会員自身が確定申告を行う必要があります。

65歳未満の会員	配分金収入だけの会員	年間配分金の合計が103万円を超える場合
	他に年金収入がある会員	【年間配分金-特別経費(65万円)】 + 【公的年金等-公的年金等の控除額(注1)】 ≥38万円【扶養家族あり(注2)】
65歳以上の会員	配分金収入だけの会員	年間配分金の合計が153万円を超える場合
	他に年金収入がある会員	【年間配分金-特別経費(65万円)】 + 【公的年金等-公的年金等の控除額(注1)】 ≥88万円【扶養家族あり(注2)】

\* 配分金収入があつても年金は減額されません。

(注 1)

	公的年金等の収入金額	公的年金等の控除額
65歳未満の会員	130万円未満	70万円
	130万円～ 410万円未満	年金収入×0.25+37.5万円
	410万円～ 770万円未満	年金収入×0.15+78.5万円
	770万円以上	年金収入×0.05+155.5万円
	65歳以上の会員	260万円未満
65歳以上の会員	260万円～ 460万円未満	年金収入×0.25+75万円
	460万円～ 820万円未満	年金収入×0.15+121万円
	820万円以上	年金収入×0.05+203万円

(注 2)

人数	控 除 額	
	65歳以上	65歳未満
なし	88万円	38万円
1人	126万円	76万円
2人	164万円	114万円
3人	202万円	152万円
4人	240万円	190万円
5人	278万円	228万円
6人	316万円	266万円
7人以上	6人を超える1人につき38万円を 6人の場合の金額に加えた金額	

- ◆ 配分金収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ◆ 最近、税務署の調査が多くなりシルバー人材センター会員の申告状況も調査されています。上記の表を参考の上、配分金支払証明書を持参し、申告されますようお願いいたします。
- ◆ 平成17年度より一部改正となります。